

令和 2 年山形村議会第 3 回定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 1 日 (火曜日) 午前 9 時 0 0 分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和 2 年 9 月 1 日

(14日間)

至 令和 2 年 9 月 14 日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願、陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 3 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 同意第 3 号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 諮問第 1 号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 9 認定第 1 号

日程第 10 認定第 2 号

日程第 11 認定第 3 号

日程第 12 認定第 4 号

日程第 13 認定第 5 号

日程第 14 認定第 6 号

日程第 15 認定第 7 号

日程第 16 議案第 38 号

日程第 17 議案第 39 号

日程第 18 議案第 40 号

日程第 19 議案第 41 号

日程第 20 議案第 42 号

日程第 21 議案第 43 号

日程第 22 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
10 番 小 林 幸 司 君	11 番 小 出 敏 裕 君
12 番 福 澤 倫 治 君	13 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	代 表 監 査 員 笹野初雄 君
総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君	企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君
税 務 課 長 箕町通憲 君	住 民 課 長 中川俊彦 君
保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君	子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君
産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君	建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君
教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君	総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和2年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番、新居禎三議員、7番、大月民夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月14日までの

14日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月14日までの14日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(三澤一男君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 残暑の厳しい日が続きますが、田畑を渡る風に秋の気配を感じる季節となりました。

本日、令和2年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

未だ終息に至らない新型コロナウイルス感染症であります。7月下旬から首都圏を中心に感染が拡大し、長野県内では東北信で、会食に起因するクラスターが発生するなど、感染拡大に歯止めがかからない状況にあります。28日には、上田広域圏で警戒レベル3から4に引上げ、第2波の県内感染では初の特別警報が発令され、感染防止策を取らない飲食店などの利用を自粛するよう要請がなされております。

また、経済面では8月17日の内閣府の発表によると、4月から6月の国内総生産の速報値は、前年比で7.8%減、年率換算で27.8%減となり、リーマンショックを超える戦後最大の下落となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、経済を活性化させることは、極めて困難な現状であります。

このような中で、先週8月28日には、7年8か月の最長政権を誇った安倍晋三首相が持病の悪化を理由に職務の継続困難との判断から退陣を表明しております。ねずみ年は、政変の年と言われるようですが、このジンクスは、今回も生きていたこととなります。今年を含め戦後の7回のねずみ年のうち、6回首相が辞任し、政権が交代することになりました。

この9月は、野党の再編、自民党の総裁選挙などが予定されております。コロナ・経済、そして国政など、時代の流れが大きく変わる変革期にさしかかっていると思

ます。

当山形村においても、ほとんど工事が中止や延期になるなど前例のない年であります。国・県の動向も注視しながら柔軟な発想で、ポストコロナを見据え、住みがいのある村づくりを進めてまいりたいと思います。

全ての市町村共に最優先の行政課題であります。コロナ関連の事業について、当村の主な施策の進捗状況を申し上げます。

国民1人10万円の特別定額給付金につきましては、申請件数は99.8%、3,090件でありました。給付総額は、99.9%、8億6,840万円でありました。

また、本日9月1日より利用可能となります1人1万円の商品券「わくわくチケット」につきましては、現在91事業所122店舗の利用登録をいただいております。

商工業分野におきましては、8月7日から村独自の支援策「事業者特別支援臨時給付金」の受付を開始しております。8月31日現在の申請状況であります。村内60事業者（個人43、法人17）の方から給付の申請があり、順次、給付事務を進めているところであります。

農業者向けの国の事業であります。当村の特産の長芋を中心とした野菜・花き・果物の生産者向けに、栽培面積に応じて、1反歩当たり5万円を交付する高収益作物次期作支援事業につきましては、役場が窓口であります。合計105件の申請を受け付けました。

なお、村独自のコロナ関係の事業につきましては、広報8月号に概要を掲載いたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

工事の発注状況につきましては、お手元に配付させていただきました、工事の発注状況を御覧いただき、報告に代えさせていただきます。

本定例会に上程いたします案件は、教育委員の任命と人権擁護委員の推薦に関わる人事案件が2件、令和元年度山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金に処分について1件、条例の一部改正が1件、令和2年度補正予算4件を上程いたしました。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、2請願第2号と3号の2件であります。

ここで本請願の紹介議員より、内容説明を求めます。

2請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

○2番（大池俊子君） それでは「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願」について説明したいと思います。

請願趣旨としまして、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と、教育予算の増額を求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいということと、国の複式学級の学級定員を引下げるよう求める意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいということであります。

それでは、簡単な説明をしたいと思います。

7月初めに全国知事会会長・全国市長会会長・全国町村会会長の3者が連名で緊急提言を出し、さらに少人数編成を可能とする教育の確保を文科省大臣に要請しました。

日本教育学会が5月22日に教員10万人増の提言を行い、6月22日の日経新聞では、全国連合小学校校長会の会長はウィズコロナ時代には20～30人学級と語りました。現在の40人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難である。少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保はぜひとも必要であると、これは首長の緊急提言であります。まさに誰が見てもそのとおりだと思います。今や少人数学級は日本の教育運動の中心課題であり、ウィズコロナ時代にあっては焦点となっています。

山形村でもまた県でもいち早く少人数学級が開かれましたが、35人規模とまだまだ多い状態です。一般質問でも何人かの議員が少人数学級の質問を行いましたけれども、ぜひ意見書を国へ出していただけますよう、十分な審議をよろしく願います。

します。

- 議長（三澤一男君） 次に、2請願第3号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

- 2番（大池俊子） それでは「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願ということで、説明したいと思っております。

請願事項は、へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事宛てに提出していただきたいということで、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すこと、ということです。

このへき地教育振興法ですが、村の負担金としましても毎年5,000円出しています。請願の中にもありましたように、へき地教育振興法は特殊事情に適した学習指導、教材、教員等についての調査研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村の指導、助言または援助等、また教員及び職員の定員の決定への特殊な配慮、教員の研修について教員に十分な機会を与えるよう措置するとともに、研修旅費その他研修に関し必要な経費の確保を規定していますが、このへき地教員の月額は文科省の定める基準を参酌して条例で決めるとなっています。

長野県は2005年に手当を基準の8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な削減をしてしまったということで、ぜひ2005年度以前の定率に戻してほしいということで、お願いします。

これは以前にも説明、審議していただきましたが、ぜひ十分な検討をして、意見書を県へ提出していただくよう、よろしく申し上げます。

- 議長（三澤一男君） 本日提案されました請願2件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、

審査願うことにいたします。

◎報告第3号

○議長（三澤一男君） 日程第6、報告第3号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 報告第3号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による「健全化判断比率」を監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様、数値なしとなりました。

実質公債費比率は前年度に比べ0.9ポイント上昇して6.9%となりましたが、早期健全化基準には該当しませんでした。

また、将来負担比率は前年度と同様に、数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営健全化に関する指標であります資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道の3公営企業会計とも、資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準には該当しませんでした。

以上、報告申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） ここで、代表監査委員より、「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

(代表監査委員 笹野初雄君 登壇)

○代表監査委員(笹野初雄君) 令和元年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査をいたしましたので、審査意見についてご報告申し上げます。

初めに「令和元年度山形村健全化判断比率審査」でございますが、審査に付された健全化判断比率とその算定基礎となる事項については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

実質赤字比率、健全実質赤字比率は、いずれも発生しておりません。

実質公債費比率は6.9%で、早期健全化基準の25%の範囲内にあります。また将来負担比率は数値なしであります。このことから是正・改善を要する事項はございません。

なお、実質公債費比率の算出は、3年の平均であります前年度比0.9ポイント上昇しておりますが。この1つの要因といたしましては、防災行政無線の施設の償還が始まったものと思われまます。

次に「令和元年度山形村資金不足比率審査」でございます。

審査に付された資金不足比率とその算定基準となる事項については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

清水高原簡易水道特別会計、水道事業会計並びに下水道事業会計とも、資金不足比率は発生しておりません。このことから、是正・改善を要する事項はございません。

以上、審査意見のご報告を申し上げます。

○議長(三澤一男君) 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第3号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で報告第3号は終了いたします。

◎同意第3号

○議長(三澤一男君) 日程第7、同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

現教育委員4名のうち、森井陽子氏が令和2年9月30日をもって任期満了となります。森井陽子氏には、平成20年10月1日から3期12年の長きにわたり、保護者の立場から村の教育行政の推進にご尽力をいただきました。

このたび、森井氏の任期満了に伴いまして、保護者である宮澤美香氏を新たに教育委員に任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

つきましては、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏が適任者であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました同意第3号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第3号につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました同意第3号につきましては委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午前 9時25分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時27分)

○議長(三澤一男君) それでは、先ほど議題といたしました日程第7、同意第3号に

ついて、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

同意第3号について原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、同意第3号については原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（三澤一男君） 日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在、人権擁護委員であります大角郁子委員が12月31日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対し、長野地方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、新たに小坂区本殿上連絡班の山口悦子氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦することになっているため、議会の意見をお聞かせ願うものがあります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました諮問第1号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、議会

全員協議会を開催して詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました諮問第1号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

(午前 9時31分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 9時34分)

○議長(三澤一男君) それでは、先ほど議題としました日程第8、諮問第1号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

諮問第1号について、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、諮問第1号については原案のとおり答申することに決定しました。

◎認定第1号～認定第7号

○議長(三澤一男君) 日程第9、認定第1号から、日程第15、認定第7号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 認定第1号から認定第7号までの令和元年度の決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の令和元年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の合計7会計に係る決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、令和元年度の決算を調整いたしました会計管理者から各会計につきまして、説明することといたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三澤一男君) 次に、上條会計管理者より、認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

上條会計管理者。

(会計管理者 上條憲治君 登壇)

○会計管理者(上條憲治君) それでは、認定第1号から第7号、令和元年度山形村一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算の概要について、一括して説明をさせていただきます。

詳細につきましては、後日決算認定の詳細説明の機会がございますので、決算書の款項別集計表に基づき、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要を申し上げます。

初めに、認定第1号、一般会計についてご説明いたします。

繰越明許費を含む歳入総額は、前年度と比較しまして、4億6,764万円増額の39億9,858万4,000円。歳出総額は、5億3,076万9,000円増の38億6,863万5,000円で、実質収支額は9,025万1,000円となりました。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越す事業は4,097万5,000円であります。

まず、歳入について説明を申し上げます。

1款の村税は、収入済額10億6,385万円、4,170万円の増額となりました。個人住民税、法人村民税の増額が主な要因であります。収入未済額は140万円減額の2,338万9,000円でありました。

2款の地方譲与税は令和元年度から創設されました4項の森林環境譲与税で99万

8,000円のほか、合計で4,922万5,000円となっております。

8 款の地方特例交付金では、10月から実施された幼児教育の無償化によりまして、2項の子ども・子育て支援臨時交付金に2,300万円の収入がありました。合計では3,195万8,000円であります。

9 款の地方交付税は12億7,204万3,000円で1,912万1,000円の増額となっております。

13 款、国庫支出金は2億8,825万4,000円で1,475万8,000円増額となっており、社会保障税番号制度システム整備事業、プレミアム付き商品券事業が増加要因であります。

16 款の寄附金は1,678万4,000円で172万8,000円の増額となり、ふるさと応援寄附金がわずかながら増額となっております。

19 款の諸収入は1億1,025万5,000円で2,302万7,000円の増額でありました。松塩地区広域施設組合負担金精算に係る清掃収入金、及び、山形村プレミアム付き商品券販売収入が増額の要因であります。

次に歳出について説明いたします。

2 款の総務費は支出済額5億5,311万8,000円で5,008万2,000円の増額となりました。防犯灯LED化事業、スカイランドきよみず空調整備、プレミアム付き商品券事業が増額の主な要因であります。

4 款の衛生費は3億4,218万8,000円で、サンクスBBのトラックスケールの故障による交換、それから個人のごみの搬出量がわずかながら増えていることから、1,428万円の増額となりました。

6 款の農林水産業費は2億9,486万5,000円で1億2,079万円の増額となりました。畜産・酪農収益力強化整備に関する補助金の採択、県営畑地帯総合整備事業費、それから豚熱蔓延対策による対策費に係るものであります。

7 款の商工費は3,123万5,000円で2,057万5,000円の減額であります。

8 款の土木費は3億6,279万9,000円で1,419万円の減額となっております。国庫補助事業の唐沢交差点改良事業、村単の道路改良事業は合計で1,708万3,000円を繰越明許費として次年度へ繰り越しております。

9 款の消防費は1億3,479万9,000円で462万円の増額となりました。火の見やぐらの解体工事などが増加の主な要因でございます。

10 款の教育費は3億1,553万1,000円で3,304万円の増額となりました。埋蔵文化財活用事業、小学校関係の整備事業、小学校給食費の公費負担が増額の要因であります。

1 2 款の公債費は 3 億1,397万9,000円で2,215万円の増額となりました。

基金の保管状況につきましては、総額3,218万8,000円を増額いたしました。基金残高は合計で24億8,502万2,000円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明いたしました。

続いて特別会計について説明させていただきます。

認定第 2 号 国民健康保険特別会計についてであります。

歳入総額は前年比6,743万5,000円増額の10億4,971万6,000円、歳出総額は4,640万円増額の10億1,428万6,000円で、実質収支額は3,543万円でありました。

歳入の 1 款、国民健康保険税は 2 億6,305万2,000円で56万円の減額となりました。収入未済額は171万3,000円減額の2,675万3,000円でありました。

4 款の県支出金であります。5,614万8,000円増額の 6 億8,790万5,000円となりました。

歳出の 2 款の保険給付費は 6 億8,434万円で5,427万6,000円の増額となりました。

基金の保管状況は国民健康保険支払準備基金として7,876万7,000円となっております。

次に、認定第 3 号 後期高齢者医療特別会計について説明を申し上げます。

歳入総額は、前年比322万4,000円増額の8,055万2,000円、歳出総額は323万円増額の8,012万円で、実質収支額は43万1,000円となりました。

歳入の 1 款、後期高齢者医療保険料は6,455万円で480万5,000円の増額となりました。収入未済額は27万2,000円であります。

歳出の 2 款、後期高齢者医療広域連合納付金は8,009万7,000円で、325万4,000円の増額となりました。

認定第 4 号 介護保険特別会計について説明を申し上げます。

歳入総額は前年比1,789万6,000円増額の 7 億3,555万5,000円。歳出総額は2,371万円増額の 7 億241万2,000円で、実質収支は3,314万3,000円となっております。

歳入の 1 款、介護保険料は 1 億7,937万4,000円で、191万3,000円の減額となり、収入未済額は20万円減額の412万円となっております。

3 款、国庫支出金、4 款、支払基金交付金はそれぞれ前年度と比較して保険給付費が増えたため増額となっております。

歳出の 1 款、総務費であります。1,037万円で128万4,000円。

2 款、保険給付費は 6 億1,858万1,000円で1,333万6,000円の増額となっております。

4 款の基金積立金は1,948万円で介護保険支払準備基金の残高は5,790万2,000円となっております。

認定第5号 清水高原簡易水道特別会計について説明を申し上げます。

歳入総額は前年比32万8,000円増額の1,406万3,000円、歳出総額は76万8,000円増額の1,357万7,000円で実質収支は48万6,000円となっております。

歳入の1款、使用料及び手数料は640万円であります。収入未済額は1万7,000円減額の10万3,000円となっております。

歳出の1款、経営管理費は478万5,000円で43万7,000円の減額となっております。

清水高原簡易水道建設改良基金の残高は前年同様の843万2,000円であります。

次に公営企業会計について説明を申し上げます。

認定第6号 水道事業会計についてであります。

決算書の13ページからの収益費用明細書に基づき説明いたします。

初めに収益的収支であります。水道事業収益は2億685万1,000円。水道事業費用は1億7,205万円。純利益は3,480万円となっております。

次に資本的収支ですが、資本的収入は979万9,000円。資本的支出は7,781万8,000円あります。県道拡幅に伴う水道橋移設工事の関係が増額の要因であります。

差引不足額の6,801万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

積立金の保管状況は減債積立金4,500万円、建設改良積立金2億6,000万円となっております。

認定第7号 下水道事業会計について説明を申し上げます。

決算書の15ページからの収益費用明細書に基づき説明いたします。

初めに収益的収支ですが、下水道事業収益は4億2,866万1,000円でストックマネジメント作成による国庫補助金があり、458万8,000円の増額。下水道事業費用は3億6,349万円で729万円の減額。純利益は6,517万1,000円で、1,100万円余の増額となっております。

次に資本的収支ですが、資本的収入は平成30年度まで行われておりました浄化センターの更新工事が完了したために、1億2,860万円減額の8,576万1,000円。資本的支出は2億5,315万円で、1億2,365万円の減額となっております。

差引不足額1億6,738万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分未処分利益剰余金及び消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

基金の保管状況は、公共下水道施設整備推進基金として2億3,397万4,000円となっております。

以上、令和元年度各会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より令和元年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

笹野代表監査委員。

（代表監査委員 笹野初雄君 登壇）

○代表監査委員（笹野初雄君） それでは、令和元年度の決算審査意見書の説明をさせていただきます。

地方自治法及び地方公営企業法に定められた規定により審査に付されました、令和元年度山形村一般会計及び4特別会計並びに2企業会計の決算につき、本年7月27日から8月3日にかけて実施をいたしました。

審査の対象等につきましては意見書の御覧のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

下段の審査の結果でございますが、各会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書及び財産に関する書類等の書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、各会計の決算計数及び会計処理はいずれも正確であることが認められました。

また、運用基金は、土地開発基金の年度末現在高は7,882万9,000円でありました。

次に、各会計の決算数値の概要は2ページに掲載してあります。御覧をいただきたいと思っております。

次に、審査意見でございますが、総括といたしまして、一般会計の歳入歳出差引額は1億2,994万9,000円で、実質収支額は9,025万1,000円であり、実質収支比率は3.5%でありました。単年度の財政力指数0.46で、前年度を0.01ポイント上回りました。経常収支比率は82.9%で、前年を0.3%上昇しております。また、人件費は23.5%でありました。

公債費負担比率は、10.7%ということで、前年に比べ0.4%上昇しております。

まず、一般会計から申し上げますと、村税の収入状況であります。収入額であります。前年度と比較すると4,170万円の、4.1%の増となっております。

また、収入未済額は2,338万9,000円となり、前年度より140万円減少となっております。徴収率は前年に比べますと0.2ポイント上昇し、97.8%となっております。収納率向上・滞納解消への努力がうかがわれます。

収入未済額は依然として多額な状況となっておりますので、税の公平負担の面からも、引き続き積極的な収納対策に努めていただきたいと思います。

基金の年度末における総額は、24億8,502万2,000円であります。財政調政基金に4,660万3,000円が積み立てられており、備えがされております。

次に、特別会計であります。まず、国民健康保険特別会計を申し上げます。

歳入歳出額、実質収支額とも、3,543万円でありました。

年度末の支払準備基金は、7,876万7,000円であります。

徴収率は前年度と比較すると0.4ポイント上昇し、90.5%でした。収入未済額は昨年度より171万3,000円の減となっております。

計数につきましては御覧のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

保険料の徴収率は、90.6%で前年度と比較すると0.1ポイント上昇し、収入未済額は、4万2,000円減少しております。

計数は御覧のとおりです。

次に、介護保険特別会計です。

歳入歳出、実質収支額とも3,314万3,000円でありました。年度末の介護保険支払準備基金は5,790万2,000円となっております。

計数等については御覧のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

次に、清水高原簡易水道特別会計です。

特に問題なく運営されておりますが、収入未済額は1万7,000円減少しております。運用基金につきましては、冒頭申し上げたとおりですので、よろしく申し上げます。

次に、公営企業会計であります。

まず、水道事業会計を申し上げますと、今年度も順調な運営がされております。有収率84.8%で前年度に比較し、4.5ポイント増となっております。漏水対策の成果が表れてきているものと思われまます。

当年度の純利益は、3,480万円で、前年度繰越利益剰余金を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は5,940万6,000円となっております。

計数については御覧のとおりです。

次に、下水道事業会計です。

有収率は前年度と同じく96.2%でした。

当年度純利益は6,517万1,000円であり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億9,943万1,000円となっております。

計数については御覧のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和元年度山形村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算につきまして、審査結果のご報告を終わりといたします。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第38号

○議長（三澤一男君） 日程第16、議案第38号「令和元年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第38号「令和元年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、令和元年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容としましては、未処分利益剰余金が5,940万6,000円となっていますが、そのうち3,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの2,940万6,000円は翌年度へ繰り越すものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第38号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第39号

○議長（三澤一男君） 日程第17、議案第39号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第39号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

子ども子育て支援法の改正に伴い、地域型保育事業を広域利用する場合の、事業所所在地市町村以外の市町村の長による認定を不要とする改正が行われます。この改正に伴う必要な一部改正を行うものであります。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(三澤一男君) 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。議案第39号についての詳細説明はありますか。

○子育て支援課長(堤 岳志君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、議案第39号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第40号～議案第43号

○議長(三澤一男君) 日程第18、議案第40号から、日程第21、議案第43号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第40号から議案第43号の令和2年度の補正予算4件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第40号であります、「令和2年度山形村一般会計補正予算(第5号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算(第5号)は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものであります。

第1条「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出の総額に7,582万5,000円を追加し、補正後の予算規模を49億3,796万5,000円とするものであります。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、地方交付税3,395万3,000円、繰越金、5,025万円を追加する一方、国庫支出金で266万3,000円、村債で818万2,000円を減額いたしました。

歳出予算では、総務費で1,066万2,000円、民生費で3,060万9,000円を追加する一方、土木費では1,565万円を減額計上いたしました。

また、地方財政法の規定に基づいて、令和元年度決算の剰余金のうち4,512万6,000円を財政調整基金に積み立てる予算計上をいたしました。

第2条の「地方債の補正」は、公共事業等債及び臨時財政対策債について、限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第41号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

歳入歳出に4,281万8,000円を計上し、総額を10億4,058万9,000円とするもので、主な内容は、新型コロナ対策で実施する減免措置に伴う保険料の減額と、それを補填する国庫補助金の新規計上、令和元年度の普通交付金の精算による国民健康保険団体連合会からの精算金収入と、その同額を長野県に支払うための支出、そして前年度の繰越金と、そのおよそ2分の1に相当する額を支払準備基金に積み立てるための積立金などとなっております。

次に、議案第42号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに3,299万3,000円を追加し、総額を7億6,858万5,000円とするものであります。

歳入予算は、繰越金に3,313万3,000円、新設されました保険者努力支援交付金に103万1,000円、前年度事業費確定に伴い、県等からの収入を計上しております。

歳出予算は、介護保険支払準備基金積立金に1,660万円、国庫支出金等過年度返還金に1,548万2,000円、一般会計繰出金に26万7,000円計上するものであります。

次に、議案第43号「令和2年度山形村水道事業会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出において総係費の人件費に10万2,000円を計上するものであります。財源につきましては、水道事業収益からの充当を見込むものであります。

以上、令和2年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第40号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

一般会計の補正予算（第5号）は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものであります。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。第1条であります。

歳入歳出の総額に7,582万5,000円を追加し、補正後の予算規模を49億3,796万5,000円とするものであります。

2ページを御覧ください。主なものを申し上げます。

歳入予算では、10款の地方交付税の普通交付税に3,395万3,000円。19款、繰入金に5,025万円を追加する一方、14款国庫支出金で266万3,000円。21款、村債で818万2,000円を減額いたしました。

3ページを御覧いただきたいと思います。歳出予算であります。主なものを申し上げます。

2款、総務費では、防犯対策費などに合計で1,066万2,000円。3款、民生費では、社会福祉総務費などに3,060万9,000円を追加計上いたしました。また8款、土木費では道路維持費の減額など、合計で1,565万円を減額計上いたしております。

また、地方財政法の規定に基づきまして、令和元年度決算の剰余金のうち、4,512万6,000円を、13款、諸支出金の財政調整基金に積み立てる予算計上をしております。

5ページをお願いします。第2条の「地方債の補正」であります。

公共施設等適正管理推進事業債及び臨時財政対策債について、それぞれ限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第41号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

- 議長（三澤一男君） 次に、議案第42号についての詳細説明はありますか。
- 保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 次に、議案第43号についての詳細説明はありますか。
- 建設水道課長（古畑佐登志君） ありません。
- 議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。これより議案第40号から議案第43号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。
- それでは、質問のある議員の発言を許します。
- 質疑はありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案の委員会付託

- 議長（三澤一男君） 日程第22、議案の委員会付託を議題とします。
- 本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第38号から議案第43号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。
-

◎散会宣告

- 議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。
- 本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。
- （午前 10時16分）
-